

沖縄県ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり支援事業業務 業務委託仕様書

第1 業務名

沖縄県ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり支援事業業務

第2 業務の目的

沖縄県においては、急速な高齢化の進展に伴い、介護サービスの需要増、医療介護連携などニーズの多様化が顕在化している一方、生産年齢人口の減少により介護人材の確保が一層厳しい状況にある。そのような状況において、介護サービス事業所がサービスの質を確保しつつ、継続して安定的な運営を維持していくためには、生産性向上の取組を推進していくことが、益々重要となっている。

こうした中、居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所間のケアプランの情報共有を効率化するケアプランデータ連携システム（公益社団法人国民健康保険中央会が運営）の導入及び活用を促進することにより、職員の業務負担の軽減に繋げるとともに、その活用結果を好事例として他の介護事業所へ展開することにより、地域全体での本システムの活用促進を図る。

第3 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日までとする。

第4 事業者の要件

応募者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 介護事業所における運営の実務（居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所間におけるケアプランのやり取りや、介護報酬請求事務に係るスケジュール感、その他介護事業所における運営の実務）に精通している事業者であること。
- (2) ケアプランデータ連携システムの導入及び活用に関する事業の実施実績又はこれと同等の知見・支援体制を有すること。

第5 対象事業所等

- (1) 本事業における対象事業所は、ケアプランデータ連携標準仕様（厚生労働省・令和6年10月版ほか改定版を含む。以下「標準仕様」という。）に基づく提供票及び提供実績の送受信を行うことができる事業所（居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所）とする。事業所の単位は事業所番号単位とし、同一法人内で複数事業所を運営する場合は、各事業所番号ごとに支援対象として計上する。
- (2) 本事業は、沖縄県が選定する3程度のモデル地域を対象として実施する。モデル地域の選定に当たっては、市町村又は介護支援専門員協会等の関係団体の協力体制、対象事業所のICTリテラシー及び導入可能性を踏まえ、沖縄県と受託者が協議の上決定する。
- (3) 対象事業所の確定に当たっては、国保連等から取得可能なデータ、市町村からの推薦・声掛け、事業所の導入意向等を活用し、3地域合計で100～150事業所程度を目安として、導入から定着まで確実に遂行できる事業所を選定する。

第6 委託業務の内容

本事業は、以下の事項に則って実施すること。なお、沖縄県から特段の指示があった場合は、その指示に従うものとする。本事業の実施に当たっては、沖縄県が実施する生産性向上及び介護テクノロジー導入支援に関する関連事業（以下「関連事業」という。）と密に連携し、事業所への周知、研修・説明会の開催、情報発信、成果の横展開等について、連携可能な事項は積極的に実施すること。

なお、関連事業には、沖縄県が設置する「介護業務・テクノロジー伴走支援センターおきなわ」等の取組を含むものとし、受託者は沖縄県及び関連事業の関係者と協議の上、既存の広報媒体、ウェブサイト、関係機関ネットワーク等を有効に活用すること。

(1) システム導入及び活用のための支援

ア 事業所の募集及び選定

- ・ 対象地域に所在する居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所を対象として、沖縄県及び市町村と協議の上、募集、推薦、個別勧奨等を組み合わせて、支援を希望する事業所を選定すること。
- ・ 選定に当たっては、市町村又は関係団体からの声掛けも活用すること。募集又は周知を行う場合は、説明会を実施する等、対象地域における多くの事業所が事業内容を十分に把握できるよう努めること。
- ・ 支援を実施する事業所数の目標値は、3地域合計で100～150事業所程度を目安とし、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の内訳及び最低目標数は、対象地域の事業所分布を踏まえて事業実施計画書において提案者が設定するものとする。事業所の計上は事業所番号単位とする。

イ 事業説明会及び各種研修会の開催

対象事業者向けの普及啓発・導入支援として、以下の説明会・研修会等を開催すること。実施に当たっては、対象地域の事業者特性に応じた実施形態を提案すること。

(ア) 事業説明会

事業の意義、本システムの概要、支援メニューを周知すること。開催方法は、現地又はオンラインとし、必要に応じてアーカイブ動画を作成・提供すること。

(イ) オンライン導入会（ハンズオン形式）

本システムの操作・活用方法に関するハンズオン研修を開催すること。ハンズオン形式で実施する場合は、参加事業所のPC環境、電子証明書、介護ソフトの種類、セキュリティ設定等の前提条件を事前に確認し、同時実施が困難な場合は、デモ形式、少人数制、個別相談会又はアーカイブ動画の提供に代えることができる。

※ 本仕様書における「ハンズオン」は、本システムの操作理解及び導入手順の確認を目的とする研修を指す。参加事業所すべての端末設定、電子証明書設定又は介護ソフト設定の完了を同時に保証するものではなく、必要に応じて個別支援へ切り替えることができる。

(ウ) ベンダー別説明会

対象地域で活用されている主要な介護ソフトベンダーを対象として、ソフト固有の設定手順・連携方法に関する説明会を開催すること。ベンダー別説明会の開催数及び対

象ベンダーは、対象事業所の利用状況並びにベンダーの協力可否を踏まえ、沖縄県と協議して決定する。

ウ 伴走支援の実施

- 希望する対象事業所に対し、本システムの導入及び活用に係る支援を一定期間継続して実施すること。実施に当たっては、沖縄県と協議の上、直接訪問、または電話、電子メール、Web 会議、遠隔サポートツール等によるオンライン対応を、対象事業所の実態やニーズに応じて効果的に組み合わせ、事業所にとって本システムの操作方法等が理解しやすいよう配慮して実施すること。
- 実施内容は、主に次に掲げるものとする。
 - ① 本システムへのパソコン等の対応状況の確認
 - ② 介護報酬請求用の電子証明書のインストール
 - ③ 本システムのインストール
 - ④ 介護ソフトの操作方法の説明（ケアプランデータの抽出又は取込みなど、本システムの活用に関係するものに限る）、必要に応じた介護ソフトベンダーへの照会・取次ぎ（介護ソフト固有の設定・操作の詳細説明はベンダー提供情報の案内又はベンダーとの連携により実施すること）。
 - ⑤ 本システムの円滑な活用に向けた具体的かつ実務的な業務フロー見直しの提案
 - ⑥ 本システムの導入及び活用に関する質問・相談への対応

(2) サポート窓口の運営

- 本システムの導入・操作に関する事業者からの相談に対応するため、サポート窓口を設置し、運営すること。

項目	内容
運営期間	事業説明会の開始後から委託期間終了まで
対応方法	電話及び電子メール
対応時間	平日 9 時から 17 時まで（土曜・日曜・祝祭日・年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）
体制	本システム、電子証明書設定及び主要介護ソフトに関する専門的知識を有する者を配置すること

- 本窓口は、伴走支援の対象外となる自立導入を試みる事業所に対しても、電話・電子メールによる迅速な問題解決機能を提供することで、地域全体の普及率向上に寄与することを目的とする。なお、介護ソフト固有の詳細操作、ソフト改修、ライセンス契約等に関する事項は、必要に応じて当該ベンダー又は関係窓口へ案内・取次ぎを行うことで対応すること。

(3) 情報ポータルサイトの構築・運営

- 事業の周知、システム活用支援情報の集約・発信及び普及率の可視化を目的として、事業専用の情報ポータルサイトを構築・運営、または沖縄県が実施する関連事業の既存ウェブサイト等を活用すること。

- ・ 主な掲載内容は、事業概要及び支援メニューの説明、対象事業所の一覧、ワムネットによるケアプランデータ連携システム利用状況、好事例、各種説明会・研修の開催案内及び申込フォームとする。ポータルサイトの維持期間は委託期間内とし、委託期間終了後の引継ぎが可能な状態で納品すること。

(4) 負担軽減等に関する調査・効果測定

- ・ 伴走支援を通じ、本システムの導入及び活用によって実現した業務負担の軽減や経費の削減その他の効果について調査し、可能な限り定量的なデータとして整理すること。調査項目、頻度及び方法は、沖縄県と協議の上で決定する。
- ・ 加えて、対象事業所の本システム普及率について、ワムネット掲載状況に基づくサンプル調査を実施し、結果をポータルサイトに掲載すること。

(5) 好事例集及び周知用フライヤーの作成

伴走支援、研修会及び事例発表会の実施状況等を取りまとめ、他の介護事業所への横展開を可能にする以下の広報物を作成すること。

種別	内容
好事例集	A4判。PDF形式での納品をメインとし、内容は事例発表会で発表された事業所資料を基礎として、取組事業所の声、導入経緯、業務負担軽減の効果、運用上の留意点等を含めて構成すること。
周知用フライヤー	A4両面カラー印刷。部数は事業実施計画書において提案者が設定する。

(6) 事例発表会の開催

事業の成果及び好事例を関係者に発表する場として、対象地域の事業者特性に応じた実施形態（オンラインその他ハイブリッド開催可）の事例発表会を開催すること。終了後、速やかに実施報告書を提出すること。

(7) 事業実績の報告

事業終了後、以下の項目を取りまとめた事業実績報告書を作成し、PDF等の電子データで沖縄県に提出すること。

- ア 応募事業所及び選定事業所一覧（選定事業所については、使用する介護ソフトの名称も含むものとする）。
- イ 実施した伴走支援の概要
- ウ 負担軽減等に関する調査によって整理したデータ
- エ 事例発表会で使用した資料
- オ その他事業実施に関する報告事項

(8) 事業目的の達成に向けた独自提案（自由提案）

上記（1）から（7）までに掲げる必須業務のほか、本事業の目的（居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所における業務負担の軽減、地域全体でのシステム活用促進）を

より効果的かつ確実に達成するため、委託上限額の範囲内で、自らのノウハウや強みを活かした独自の付加価値提案を行うことができる。

なお、独自提案を行う場合は、その具体的な実施内容、期待される効果、および必要となる経費の内訳を事業実施計画書（見積書）等に明記すること。

第7 実施に関する留意事項

(1) 事業者の特性への配慮

事業の実施に当たっては、対象地域の事業者の特性（オンライン受講経験の状況、地理的特性、介護ソフトの分布状況等）に応じた実施形態を提案すること。

(2) 離島・過疎地域等の対応

対象地域に離島・過疎地域等が含まれる場合は、現地対応の必要性、オンライン対応を含む支援のあり方、回数、実施者、県・市町村・関係団体の協力範囲を含めた対応体制を明確にして提案すること。

(3) 関連事業との連携

受託者は、本事業の実施に当たり、沖縄県が実施する関連事業の運営主体、受託者、関係機関等と連携し、事業所への周知、研修・説明会の開催、情報発信、相談対応、成果物の活用等について効率的に実施すること。また、事業開始時に、関連事業との連携内容、役割分担、情報共有方法、広報媒体の活用方法等を整理し、事業実施計画書に記載すること。

第8 委託料の取り扱い

- ・ 委託料の支払は、委託期間終了後の実績報告以降に、実際に支出した額を確認できる書類（領収書や納品書、支払明細等の写し）等の精算に基づき、契約額の範囲内で一括で行う（精算払）。
- ・ 委託料の上限は別途定める。

第9 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、委託業務に関し知り得た個人情報及び機密情報を第三者に漏洩してはならない。このことは、契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

(2) 連絡・調全体制及び進捗報告

沖縄県との連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡・調全体制を構築すること。また、受託者は各業務の進捗状況（課題、対応策等）を取りまとめ、定期的（月1回）に県に報告すること。ただし、報告の頻度や方法については、業務の進捗状況に応じて県との協議の上、変更できるものとする。

(3) 事業計画の提出

受託者は、契約締結後速やかに事業計画を提出すること。また、事業計画の内容について、大幅な変更が見込まれる場合は事前に沖縄県へ報告すること。

(4) 成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む）等については沖縄県に帰属するものとし、沖縄県の承諾を得ないで他に使用しあるいは公表してはならない。

イ 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

(5) 再委託について

受託者は、本仕様書で示す業務の全部又は一部の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ沖縄県の承諾を得た場合は、この限りでない。

(6) 会計監査等への協力

受託者は、本業務に係る会計監査、検査等が行われる際、沖縄県から求めがある場合はこれに協力しなければならない。

(7) 関係書類の保存

受託者は、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類（領収書等）を、沖縄県の求めに応じて閲覧できるよう適切に保存しなければならない。

(8) 成果品の納品及び事業の引継ぎ

ア 本業務により作成・発生した成果品（実績報告書、好事例集、広報物等の紙媒体及び電子データ）は、委託期間満了までに遅滞なく県に納品すること。

イ 受託者は、契約終了後も、沖縄県や次期受託事業者の要求に応じ、本事業の円滑な運営・執行に必要なデータや情報の引継ぎに協力しなければならない。

第10 その他

本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託者が協議の上で定めるものとする。